

地域再生法の一部を改正する法律案の概要

背景

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日閣議決定)
○各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
○地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

<本件に関する連絡先>
内閣官房地域活性化統合事務局
(問い合わせ担当窓口)
TEL: 03-5510-2475

地域再生計画の名称

附随の課題

これまでに1,690件の認定
(現在475件実施中)

I. 地域再生計画の作成

- 現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
・総合コンサル支援の継続

II. 地域再生計画の認定

- 各省の計画をワンストップで運用してほしい
・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

III. 認定地方公共団体への支援

- 予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

IV. 認定地方公共団体への支援

1. 計画の作成フェーズ

○国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設(第4条の3)
○国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認(第5条第11項～第14項)

2. 計画の申請・認定フェーズ

○認定手続・提出手続のワンストップ化
・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効(第17条の5～第17条の7)

3. 計画の実施フェーズ

○内閣総理大臣による事務の調整・報告(第10条の2)

4. 新たな特別の措置

○農林水産業の振興のため6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等(第17条の2～第17条の4)

(例)
農産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

予算・税制措置

法改正とは別途
地域再生を推進するための予算・税制について
要望・要望

(平成27年度概算要求)
(平成27年度税制改正要望)

改正の要

5. その他の改正

- ・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示(第3条の2)
・独立行政法人中小企業基盤整備機構、経済産業省活性化支援機構との連携を明示(第3条の3)
・地方公共団体の選請に於ける職員の派遣(第34・35条)
・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開(第36条)

- ・地域再生計画と一括提出を可能に(第6条の2)
✓都市再生整備計画
✓地域公共交通網形成計画等
✓中心市街地活性化基本計画(中心市街地活性化法)
✓構造改革特別区域計画(構造改革特別法)
✓産業集積形成等基本計画(企業立地促進法)
✓都市再生整備計画
✓中心市街地活性化基本計画(中心市街地活性化法)
✓構造改革特別区域計画(構造改革特別法)
✓産業集積形成等基本計画(企業立地促進法)

- 中心市街地の賑わいを後押し
構造改革特別法の規制緩和を同時に実現
企業誘致とインフラ整備を一体で推進
コネクティブな地域再生施策を一着に企画・立案